

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可した岩田西部自治会から同条第 11 項の規定により変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 10 日

東大阪市長 野田 義和

1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

（新）

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）災害防犯予防、交通安全対策
- （5）住民相互の親睦並びに福祉の増進
- （6）その他本会の目的達成に必要な事業

（旧）

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）災害防犯予防、交通安全対策
- （5）その他本会の目的達成に必要な事業

## 区域

(新) 東大阪市岩田町6丁目(5番35号から5番38号を除く)及び  
岩田町5丁目15番20号から5丁目15番26号までの区域とする

(旧) 東大阪市岩田町6丁目全域及び岩田町5丁目15番20号から  
5丁目15番26号までの区域とする

## 2 変更年月日

令和8年7月1日